漁業権の免許の内容等の事前決定について漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百三十条第四項の規定に基づく同法第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁業権の免許の内容等については、奈良県内水面漁場管理委員会（県庁内）において縦覧に供する。

平成二十年三月七日

奈良県内水面漁場管理委員会

会長　根　来　群　二

一　開催日時

平成二十年三月二十四日　午後一時三十分から二時まで

二　開催場所

奈良市登大路町　奈良県婦人会館

三　公述に対する書類の提出

このことについて意見を述べようとする者は、発言内容の要旨を文書で平成二十年三月十八日までに奈良県内水面漁場管理委員会に必着するよう提出すること。